

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
不正取引業者処分方針

平成28年1月7日  
(改正) 令和3年12月13日

最高管理責任者  
国立研究開発法人  
医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長決定

(目的)

第1条 この方針は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公的研究費運営・管理規程に基づき、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めることを目的とする。

(対象となる研究費)

第2条 この方針における対象研究費は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公的研究費運営・管理規程第2条に掲げる研究費とする。

(不正取引への対応)

第3条 最高管理責任者は、次の各号に定める不正取引に関与した業者について、取引停止等の措置をとるものとする。

- 一 物品購入、業務委託等に関する提出書類に虚偽の記載があり、契約の相手方として不適当と認められるとき。
- 二 見積書・契約書等に定められた品質・数量について不正行為を行ったと認められるとき、又は業務委託について粗雑な履行を行ったと認められるとき。
- 三 物品購入、業務委託等に関する契約に違反する等、契約の相手方として不適当と認められるとき。
- 四 本研究所の職員に対する贈賄が発覚したとき。
- 五 前各号のほか、業務遂行にあたり、不正又は不誠実な行為を行い、契約の相手方として不適当と認められるとき。

(取引停止期間)

第4条 最高管理責任者は、前条各号に定める措置要件に該当する場合は、別表に掲げる期間、取引停止の措置をとる。

- 2 最高管理責任者は、前項において、即時の取引停止が本研究所の研究活動に著しく影響を及ぼすと判断した場合は、一定期間を経た後に、取引停止とすることがで

きる。

- 3 最高管理責任者は、取引停止の措置を行う場合において、当該業者が極めて悪質であると認められるときは又は情状を酌量すべき特別な理由が認められるときは、取引停止の期間を変更することができる。

(取引停止措置の通知)

第5条 最高管理責任者は、取引停止又は取引停止の解除を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(庶務)

第6条 この方針に係わる事務は、総務部会計課が行う。

附則

この方針は、平成28年1月7日から施行する。

附則

この方針は、令和3年12月13日から施行する。

別表（第4条関係）

措置要件	期間
<p>一 物品購入、業務委託等に関する提出書類に虚偽の記載があり、契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>二 見積書・契約書等に定められた品質・数量について不正行為を行ったと認められるとき、又は業務委託について粗雑な履行を行ったと認められるとき。</p> <p>（1）故意によるものと認められるとき</p> <p>（2）過失によるものと認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>三 物品購入、業務委託等に関する契約に違反する等、契約の相手方として不適当と認められるとき。</p> <p>（1）本研究所の職員の指示に従わない場合</p> <p>（2）履行期限を遅延したとき</p> <p>ア 60日以上</p> <p>イ 30日以上60日未満</p> <p>ウ 30日未満</p> <p>（3）上記（1）及び（2）に掲げる以外の場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月</p> <p>4ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p> <p>1ヶ月以上4ヶ月以内</p>
<p>四 本研究所の職員に対する贈賄が発覚したとき。</p> <p>（1）個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）が贈賄を行った場合</p> <p>（2）法人の役員又はその支店もしくは営業所を代表する者で（1）に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）が贈賄を行った場合</p> <p>（3）法人の使用人で（2）に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）が贈賄を行った場合</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>4ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p>

<p><u>五 前各号のほか、業務遂行にあたり、不正又は不誠実な行為を行い、契約の相手方として不相当と認められるとき。</u></p> <p><u>(1) 本研究所の役職員が取引等に係る業務に関して行った不正な行為に次のア、イ又はウに掲げる者が荷担したと認められる場合</u></p> <p><u>ア 代表役員等</u></p> <p><u>イ 一般役員等</u></p> <p><u>ウ 使用人</u></p> <p><u>(2) 本研究所以外の公共機関の職員に対する贈賄が発覚した場合</u></p> <p><u>ア 代表役員等が贈賄を行った場合</u></p> <p><u>イ 一般役員等が贈賄を行った場合</u></p> <p><u>ウ 使用人が贈賄を行った場合</u></p> <p><u>(3) その他、契約の相手方として不相当と認められる場合</u></p>	<p><u>当該認定をした日から</u></p> <p><u>12ヶ月</u></p> <p><u>9ヶ月</u></p> <p><u>6ヶ月</u></p> <p><u>逮捕又は公訴を知った日から</u></p> <p><u>3ヶ月以上9ヶ月以内</u></p> <p><u>2ヶ月以上6ヶ月以内</u></p> <p><u>1ヶ月以上3ヶ月以内</u></p> <p><u>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</u></p>
--	---